

令和8年度埼玉県放課後児童支援員認定資格研修事業

企画提案募集要領

1 目的

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として業務を遂行するために必要な知識及び技能並びにこれを実践する際の基本的な考え方や心得を習得するため研修を実施する。

事業の実施に当たっては、研修の実施に関するノウハウを有する事業者に委託するため企画提案を募集する。

2 委託内容

(1) 委託業務の内容

別紙1「令和8年度埼玉県放課後児童支援員認定資格研修事業に係る業務委託仕様書」のとおり。

(2) 委託費

12,708,300円（消費税及び地方消費税を含む）以内

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 参加資格

企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる事項全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を

有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 提出書類

受託希望者は、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とし、提出書類は返却しない。

(1) 応募申込書【様式1】

連絡窓口について漏れなく記載すること。

(2) 企画書【様式2】

以下の内容について、できるだけ具体的に記載すること。

① 研修内容

放課後児童支援員認定資格研修として「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）」に基づき、効果的に実施すること。

② 研修の企画、運営

ア 契約日から研修実施までの全体スケジュール（テキスト等の準備・研修実施日程（クール）を含む）を提案すること。

イ 研修会場（会場名、収容人数、所在地、最寄駅）を提案すること。

ウ 研修講師の選定方法及び選定理由について提案すること。

エ 事業の実施体制について記載すること。

③ 研修テキスト等

ア 放課後児童支援員認定資格研修テキストについては「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙）及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」の使用を必須とする。

イ 上記アに加えて、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを副教材として使用してもよい。

ウ 上記イに係るテキスト等の作成に当たっての企画、作成方法を提案し、テキストの内容に関して、受講者の理解を促進するための工夫点や考え方を示すこと。

④ その他

ア 上記①について研修が効果的になるような取組について提案すること。

イ 県内各地域から参加しやすいよう特定のエリアでの開催に偏ることがないように、県内の交通網等を考慮して、実施回数や場所を提案すること。

ウ 初回（第1クール）の開催は7月までに実施し、終了すること。

エ その他、特記事項がある場合には記載すること。

(3) 予算書【様式3】

事業の実施に要する経費を具体的に記載すること。

なお、当初の申請で計上しなかった経費項目は、事業実施時に支出が生じたとしても対象経費とはならない。

ただし、災害等により研修の実施を中止した場合、中止した研修に要した経費については対象経費に含めることができる。

《対象経費の例》

	経費項目	例	備考
①	会場費	会場使用料、付属設備使用料	
②	通信運搬費	切手代、宅配便料金等	
③	旅費	交通費	講師等に支払う交通費及び事業実施に必要な交通費。
④	謝金	外部講師等の謝金等	
⑤	消耗品費	紙、インク、文具類、パソコンソフト等	パソコンソフトは金額に関わらず消耗品扱いとする。
⑥	印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷製本費	10円コピー機使用料も含む。
⑦	人件費	職員の給与等	
⑧	その他	保険料、機材レンタル料	①～⑦に該当しない経費を具体的に記入すること。

《対象とならない経費》

- ・ 備品（単価10万円以上の物品）を購入する費用
- ・ 団体の運営上必要とされる恒常的な経費（団体の事務所の賃借料、光熱費、電話代等の管理費、従来から恒常的に発生している人件費等）
- ・ 土地の購入又は賃借に要する経費

《経費に関する留意事項》

- ・ 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ・ 委託業務を完了した際は、原則として、実績に応じ、精算を行うこと。
- ・ 受託者は本事業に係る経理を明確に区分し、帳簿・支出証拠書類等を整備しなければならない。当該帳簿等は、本事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（5）法人概要【様式4】

法人名、代表者職・氏名、所在地、連絡先、活動目的、活動実績、組織体制を記載すること。

5 書類の提出部数、提出方法及び提出期限

（1）提出部数

- ア 応募申込書【様式1】：正本1部
- イ 企画書【様式2】：正本1部、副本6部
- ウ 予算書【様式3】：正本1部、副本6部
- エ 法人概要【様式4】：正本1部、副本6部

（2）提出方法

埼玉県福祉部こども支援課 放課後児童クラブ担当に持参または郵送のこと。

(3) 提出期限

令和8年4月28日(火) (必着)

6 質問事項受付【様式5】

募集要領及び仕様書の内容等に関する質問は次のとおり受付する。

(1) 受付期間

令和8年4月21日(火) 午後5時まで

(2) 受付方法

質問書に記入の上、電子メールで提出すること。

なお、電話等による質問には簡易なものを除き、応じない。

(3) 回答方法

電子メールにより回答する。

7 選考方法・採用通知

提出された企画提案書の内容を踏まえて書類審査を行い、総合点が最も高い提案者を委託先候補者として選定する。

企画提案に参加しようとする者が1者の場合は、事前に審査委員会で定めた基準点を満たしていれば委託先候補者として選定する。

採用通知は5月上旬を目処に文書により行う。

8 その他

説明会は開催しない。

9 契約

業務内容に関する細目事項等については、委託先候補者と県との間で協議の上、委託契約を締結する。この際、企画提案の一部を変更する場合もある。

委託契約は、埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

なお、委託先候補者と協議が整わない場合や契約締結までの間に委託先候補者が3に定める参加資格を失う等事故のある場合等は、次点の者と改めて協議を行う。

10 問い合わせ先・書類提出先

埼玉県福祉部こども支援課 放課後児童クラブ担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話：048-830-3322

E-MAIL：a3330-05@pref.saitama.lg.jp

窓口受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

【様式1】

令和 年 月 日

埼玉県知事 大野元裕

法人名 _____
代表者役職・氏名 _____

「令和8年度埼玉県放課後児童支援員認定資格研修事業」
企画提案応募申込書

標記業務の応募に関し、下記の書類を提出いたします。

記

- 1 企画書
- 2 予算書
- 3 法人の概要

【連絡窓口】	
氏名（ふりがな）	
部署・役職	
所在地	〒
電話	
F A X	
E-MAIL	

【様式2】

企 画 書

法人名 _____

《研修の企画・運営》

1 全体スケジュール

2 研修会場

3 研修講師

4 認定資格研修内容・企画構成等

5 事業の実施体制

《研修テキスト等》

6 テキスト等の企画・作成方法

7 テキスト等の内容

《その他》

8 その他（特記事項がある場合）

※ 企画提案に係る資料を添付してください。

【様式3】

予 算 書

法人名 _____

区 分	経 費	算出の基礎（積算内訳）
	円	円
合 計 （うち消費税及び 地方消費税）	（ 円）	

【様式4】

法人の概要

<p>法人名 (代表者職・氏名)</p>	
<p>所在地 連絡先</p>	<p>(〒 —)</p> <p>(電話)</p> <p>(FAX)</p> <p>(E-MAIL)</p>
<p>活動目的</p>	
<p>活動実績 (同様の事業を行った実績)</p>	
<p>組織体制</p>	<p>設立年月日 年 月 日</p> <p>役員 人</p> <p>監事 人</p> <p>会員 人</p> <p>※組織体制の役職名は、各団体で使用している役職名への変更も可。</p>

【様式5】

埼玉県福祉部こども支援課 放課後児童クラブ担当 あて
メール : a3330-05@pref.saitama.lg.jp

質 問 書

令和 年 月 日

法人名		
担当者名		電話番号 : FAX番号 :
質 問 内 容		

注1 質問は1問1枚とする。

令和 8 年度埼玉県放課後児童支援員認定資格研修事業に係る 業務委託仕様書

1 事業目的

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得と、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施する者である。

2 委託業務内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号）に基づき実施するものとする。

(1) 放課後児童支援員認定資格研修の実施

①業務内容

- ア 研修テキスト等の準備
- イ 研修日程の設定及び研修会場の確保
- ウ 研修講師の選定、確保及び連絡調整
- エ 研修内容の企画
- オ 研修の開催通知の作成及び市町村への送付
- カ 市町村からの受講申込み取りまとめ及び受講資格関係書類の確認
- キ 受講者の決定及び決定通知の市町村への送付
- ク 受講者本人確認
- ケ 研修当日の運営
- コ 修了評価に係るレポート等の確認
- サ 研修受講者名簿の作成
- シ 受講状況管理、研修修了者名簿及び受講資格関係書類の県への送付
- ス その他、研修に関する問い合わせ対応

②上記に係る留意事項等

- ・ テキストについては「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙）及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」の使用を必須とする。
- ・ 上記に加えて、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを副教材として使用してもよい。その場合は、講師が作成した資料であっても必ず受託者が受託者の責任において内容について誤りはないか、最新データ等を使用しているか、出典を明記しているかなど副教材として適当なものか確認するとともに、各研修回で異なる資料とならないように資料を統一し、やむを得ず異なる資料を使用する場合は事前に委託者へ申し出ること。また、副教材についての企画、作成方法等を提案し、内容に関して、受講者の理解を促進するための工夫点や考え方等を示すこと。
- ・ 研修日程については、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除くこと。土曜日、日曜日及び祝日を含めることは可能とする。
- ・ 研修の 1 クールは、16 科目を履修するのに最も適した日数、時間帯を提案す

ること。

- ・ 初回（第1クール）の開催は7月までに実施し、終了すること。
- ・ 年間最低1,500人（うち、さいたま市分210人を含む※）が受講でき、15回の研修が実施できるよう、会場を提案すること。ただし、研修1回あたりの受講者数は概ね150人程度を上限とし、うち2回まで、オンデマンド研修（予め録画した研修をアップロードし受講者が自由な時間に学べる研修）又はオンライン研修（Web会議システム等を利用してリアルタイムで行う研修）とすることができる。なお、オンデマンド研修又はオンライン研修の実施を企画するに当たっては、申込の受付方法、本人確認および出席確認等の方法についても併せて提案すること。
 - ※ さいたま市を通じて申し込みを行った受講者（210人）は専用の会場で受講させること。研修は2クール以上に分け時期について近接しないよう留意すること。
- ・ オンデマンド研修を実施する場合は、1回あたりの視聴期間を概ね1か月（30日）間とすること。
- ・ 研修会場は、公共交通機関等を利用しやすい場所にし、実施場所に地域的な偏りがないよう配慮すること。また、保育士養成施設等の学生が受講できる機会を設けるため、年度後半の土日のみのコース開催や、オンデマンド研修又はオンライン研修のうち1回について学生を優先的に受講させる等の方法を提案すること。
- ・ 研修内容は、別紙2「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等」のとおりとし、受講者の理解を深められるように工夫すること。ただし、演習等を実施する場合は、災害や感染症拡大等の危険性がある場合は必要に応じて中止すること。
- ・ 講師は、別紙2「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等」を参考として、研修項目（科目）の内容に関する専門的な知識や経験を有し、受講者に対して必要かつ、適切な知識・技能の提供等ができる者を選定すること。また、地域の人材活用に配慮すること。併せて令和7年に「放課後児童クラブ運営指針」が改定されたことから、選定した講師には、これまでの受講有無に関わらず可能な限り、こども家庭庁主催の認定資格研修講師養成研修を受講させること。
- ・ 研修の開催に当たっては、開催要領（研修日時、内容、場所等）及び受講申込書を作成して通知すること。
- ・ 「受講者の決定」には、受講申込みの受付・取りまとめ及び受講者決定のための調整業務（受講資格の有無の確認を含む）も含まれる。
- ・ 受講資格関係書類については、市町村経由で提出のあった書類の確認を行い、研修修了後概ね2か月以内（ただし、1月から2月の間に終了する研修については3月第1週まで、3月に終了する研修については実施する週の末日まで）を目途に一式を取り揃えた上で県に送付すること。
- ・ 受講者の本人確認は、研修期間中に行うこと。
- ・ 修了評価に係るレポート等は、確認を行った後、研修修了後に一式を取り揃えた上で県に送付すること。
- ・ 研修当日の運営については、会場との事前連絡調整、機器等の準備、会場設営、受付、司会進行、講師対応、片付け等、研修を運営するための業務すべてを行う

こと。

- ・ 研修受講者名簿を作成の上、受講状況を管理するとともに、研修修了者名簿を県へ送付すること。なお、研修修了者名簿の送付に際しては、研修の出欠を確認できる出席者名簿を併せて提出すること。
- ・ 研修受講料については徴収しない。ただし、教材等にかかる実費相当分を徴収することは妨げない。実費相当分を徴収する場合、予算書に必ず計上すること。
- ・ 災害や感染症拡大等を防ぐため、県から中止又は変更の指示があった場合は速やかに対応すること。

(2) その他留意事項

①個人情報の取扱いに関する留意事項

- ・ 本業務は、個人情報を多く取り扱うため、委託業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行わなければならない。
- ・ 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・ 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報保護法の適用を受けるものとする。
- ・ 委託業務の履行に当たり、個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県承諾を得た場合は、この限りではない。

②その他留意事項

- ・ 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ・ 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ・ 災害及び感染症等が発生した場合、受講者の安全の観点から県の申し出により研修を中止する場合がある。その場合、受託者は速やかに受講予定者にその旨を連絡するとともに、県と協議の上代替日の設定等を行うこと。なお、中止に伴って発生する費用については、対象経費に含めて差し支えない。
- ・ 業務の実施に当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- ・ 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- ・ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
- ・ 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の
項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等

【研修項目・科目と研修時間数（16科目 24時間〈90分×16〉）】

- 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5時間・90分×3）
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

- 2 こどもを理解するための基礎知識（6.0時間・90分×4）
 - ④ こどもの発達理解
 - ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - ⑥ 障害のあるこどもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解

- 3 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援（4.5時間・90分×3）
 - ⑧ 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
 - ⑨ こどもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のあるこどもの育成支援

- 4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（3時間・90分×2）
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携

- 5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（3時間・90分×2）
 - ⑬ こどもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応

- 6 放課後児童支援員として求められる役割・機能（3時間・90分×2）
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

項目名	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1－① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解している。 ○放課後児童健全育成事業の役割について理解している。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針第1章の2及び放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の目的及び役割 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ○放課後児童クラブ運営指針の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針の役割 ・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容 ○放課後児童支援員認定資格研修事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員認定資格制度の目的 ・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○各都道府県・市域の放課後児童健全育成事業の状況を理解することも重要なため、講師は放課後児童健全育成事業の事務を担当する行政担当職員と連携し、教授内容を検討すること。

項目名	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1－② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	<p>○放課後児童健全育成事業の一般原則について理解している。</p> <p>○放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。</p> <p>○こどもの権利についての基礎を学んでいる。</p>
ポイント	<p>○主に、児童福祉法第 33 条の 10、第 33 条の 11 及び第 33 条の 12、こども基本法第 3 条、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 5 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条及び第 19 条、放課後児童クラブ運営指針第 1 章の 3（4）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本とこどもの権利について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○放課後児童健全育成事業の一般原則の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容 <p>○放課後児童クラブの社会的責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容 ・こどもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ <p>○放課後児童クラブにおけるこどもへの虐待等の禁止と予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもへの虐待等の禁止と予防の理解 ・こどもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容 <p>○こどもの権利に関する基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの権利の基礎的理解 ・放課後児童支援員が必要とするこどもの権利に関する法令等
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	

項目名	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1－③ こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭福祉の理念と施策の概要を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連するこども家庭福祉施策の内容を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後児童対策に関する通知等の内容に基づいて学び、こども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭福祉の理念と施策と子ども・子育て支援新制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭福祉の理念 ・こども家庭福祉施策の体系と内容 ・子ども・子育て支援新制度の内容 ○障害児福祉施策の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・今日の障害児福祉施策の内容 ・放課後児童クラブと障害児福祉施策との関連 ○児童虐待防止等の施策の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容 ・社会的養護に関する施策の概要 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブと放課後関係施策との関連 ・放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策（児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス等）の内容
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	2 こどもを理解するための基礎知識
科目名	2-④ こどもの発達理解
時間数	1.5時間(90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの発達を理解するための基礎を学んでいる。 ○育成支援におけるこどもの発達の特徴や発達過程を理解している。 ○こどもの発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、育成支援に必要なこどもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、こどもの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの発達理解の基礎 <ul style="list-style-type: none"> ・発達概念 ・発達の時期区分と特徴 ○こどもの遊びや生活と発達 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの社会性の発達の理解 ・こどもの発達における遊びの大切さ ○こどもの発達理解と育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことの大切さ ・こどもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味 ○継続的な学習の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの理解を深めるために、こどもの発達について継続的に学習することの必要性
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備	

項目名	2 こどもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○児童期の一般的な特徴を学んでいる。 ○児童期の発達過程と発達領域の基礎を学んでいる。 ○児童期の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章1、2及び3の内容に基づいて児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習することの大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの発達と児童期 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等） ・児童期の発達の特徴 ○児童期の発達過程と発達領域 <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね6歳～8歳頃の発達の特徴 ・おおむね9歳～10歳頃の発達の特徴 ・おおむね11歳～12歳頃の発達の特徴 ○継続的な学習の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性 ・事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備	

項目名	2 こどもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑥ 障害のあるこどもの理解
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<p>○障害のあるこどもを理解するための基礎を学んでいる。</p> <p>○障害のあるこどもの保護者と連携するために必要なことを学んでいる。</p> <p>○障害のあるこどもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法（障害者の権利に関する条約などを含む）、発達障害者支援法（発達障害に関する最近の研究動向などを含む）等の内容に基づいて学び、障害のあるこどもや保護者の理解及び障害のあるこどもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○こどもの障害についての基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念 ・障害のあるこどもの発達の特徴 <p>○発達障害についての基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の定義と障害特性 ・発達障害理解の基礎 <p>○障害のあるこどもの保護者を理解するための基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のあるこどもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ ・障害のあるこどもの保護者との連携に当たって配慮すること <p>○障害のあるこどもと保護者を理解するための学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のあるこどもに関する専門機関等との連携の必要性 ・障害のあるこどもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要性及び事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 養護教諭</p>
備	

項目名	2 こどもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解
時間数	1.5時間(90分)
ねらい	<p>○児童虐待の現状と対応についての基礎を学んでいる。</p> <p>○特に配慮を必要とするこどものいる家庭の状況について理解している。</p> <p>○特に配慮を必要とするこどもについて、関連する事業と連携、協力して支援する必要があることについて理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、児童虐待の防止等に関する法律、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、こども大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの内容に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とするこどもの現状と対応、支援のあり方について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○児童虐待の内容と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の現状と内容 ・児童虐待の早期発見と早期対応の必要性 <p>○特に配慮を必要とするこどもの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題 ・ひとり親家庭への子育てと生活支援の施策 <p>○特に配慮を必要とするこどもの支援についての理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に配慮を必要とするこどもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解 ・特に配慮を必要とするこどもに関する学校との連携についての理解 <p>○要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の目的及び役割 ・要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司</p> <p>ウ 乳児院又は児童養護施設の長</p> <p>エ こども家庭ソーシャルワーカー認定資格を有している者</p>
備	

項目名	3 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援
科目名	3-⑧ 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
時間数	1.5時間(90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。 ○こどもの視点からみた育成支援のあり方について理解している。 ○育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童クラブ運営指針第1章3(1)、(2)、第2章及び第3章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける育成支援の基本 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の基本的な考え方 ・こどもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項 ○育成支援の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の主な内容 ・育成支援における特に配慮を必要とするこどもへの対応 ○育成支援における記録及び職場内での事例検討 <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援における記録の必要性 ・職場内での情報共有と事例検討の必要性
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等
備考	

項目名	3 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援
科目名	3-⑨ こどもの遊びの理解と支援
時間数	1.5時間(90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの生活における遊びの大切さについて理解している。 ○こどもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解している。 ○こどもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章4、5及び第3章1の内容に基づいて学び、こどもの生活における遊びの大切さ及びこどもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2-④」及び「2-⑤」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの遊びと発達 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの生活における遊びの大切さ ・児童期の遊びの特徴と発達との関わり ○こどもの遊びと仲間関係 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもが自発的に遊びをつくり出すことへの理解 ・遊びの中でこども同士の仲間関係を育てることの必要性 ○こどもの遊びと環境 <ul style="list-style-type: none"> ・遊びにはこどもが安心できる環境が必要であることへの理解 ・自分で遊びを選択し創造することができるように環境を整えることへの大切さ ○こどもの遊びと放課後児童支援員の関わり <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの発達や状況に応じた柔軟な関わりへの必要性 ・遊びの中でのこども同士の関わりを大切に育成支援を行うことへの必要性
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備	<ul style="list-style-type: none"> ○遊びの技術を教授する実技科目ではないことに留意すること。

項目名	3 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援
科目名	3-⑩ 障害のあるこどもの育成支援
時間数	1.5時間(90分)
ねらい	<p>○障害のあるこども(医療的ケアを必要とするこどもを含む。以下同じ。)の育成支援のあり方について理解している。</p> <p>○障害のあるこどもの保護者との連携のあり方について理解している。</p> <p>○専門機関等との連携のあり方について理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第3章2、4(2)及び(3)などの内容に基づいて学び、こども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のあるこどもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また、講義に際して、「2-⑥」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<p>○障害のあるこどもの育成支援と合理的配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のあるこどもの受入れの考え方 ・障害のあるこどもの育成支援に際して留意すること <p>○障害のあるこどもの保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の状況の把握と、保護者のこどもへの気持ちを理解することの大切さ ・こどもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでのこどもの生活の見通しをつくることの必要性 <p>○障害のあるこどもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のあるこどもの育成支援における倫理的配慮の必要性 ・障害のあるこどもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ <p>○専門機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス、児童発達支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見通しを持つことの大切さ ・専門機関等と連携する際の配慮事項
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備	

項目名	4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4－⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	<p>○保護者との連携のあり方について理解している。</p> <p>○保護者組織との連携のあり方について理解している。</p> <p>○保護者からの相談への対応のあり方を学んでいる。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章3（2）、第3章1（5）⑨及び4の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。</p>
主な内容	<p>○保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性 ・保護者への連絡の際に配慮すること <p>○保護者組織との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性 ・保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性 <p>○保護者からの相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を築くことの必要性 ・保護者からの相談への対応に当たって配慮すること
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備	

項目名	4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑫ 学校・地域との連携
時間数	1.5時間(90分)
ねらい	<p>○学校等との連携の必要性とそのあり方について理解している。</p> <p>○保育所、認定こども園、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。</p> <p>○地域との連携の必要性とそのあり方について理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第20条、放課後児童クラブ運営指針第5章の内容に基づいて学び、学校や保育所、認定こども園、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。</p>
主な内容	<p>1. 学校等との連携</p> <p>○こどもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性</p> <p>○学校との情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること</p> <p>○放課後子供教室等との連携</p> <p>2. 保育所、認定こども園、幼稚園等との連携</p> <p>○こどもの発達の連続性を配慮した保育所、認定こども園、幼稚園等との連携の必要性</p> <p>○こどもの状況について保育所、認定こども園、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮すること</p> <p>3. 地域住民や関係機関等との連携</p> <p>○こどもの成長、発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性</p> <p>○こどもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携</p> <p>4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ</p> <p>○学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営</p> <p>○児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営</p>
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	<p>○放課後子供教室等地域学校協働活動については、教育委員会担当者と連携して教授内容を検討すること。</p>

項目名	5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑬ こどもの生活面における対応
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<p>○こどもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解している。</p> <p>○こどもの健康維持のための衛生管理について理解している。</p> <p>○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第13条、放課後児童クラブ運営指針第3章1(5)⑦、第6章1(2)及び2(1)の内容に基づいて学び、こどもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「こどもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。</p>
主な内容	<p>○こどもの健康管理及び情緒の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性 ・こどもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮 <p>○こどもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者とのこどもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性 ・学校とのこどもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携 <p>○衛生管理と衛生指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導 ・おやつ提供時の衛生管理と衛生指導 <p>○食物アレルギーのある子ども等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのあるこどもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応 ・救急時（アナフィラキシー、誤嚥事故等）対応の知識
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等</p> <p>イ 養護教諭</p> <p>ウ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士</p> <p>エ 医師</p> <p>オ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	

項目名	5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑭ 安全対策・緊急時対応
時間数	1.5時間(90分)
ねらい	<p>○安全対策及び緊急時対応のあり方について理解している。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解している。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6条、第6条の2、第6条の3、第12条の2、第13条及び第21条、放課後児童クラブ運営指針第3章1(5)⑧、第6章2(2)、(3)及び(4)の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実際例を活用して行うことが望ましい。</p>
主な内容	<p>○放課後児童クラブにおけるこどもの安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援の際に求められるこどもの安全の考え方 ・安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性 <p>○安全対策及び緊急時対応の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故やけがの防止と発生時の対応 ・災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容 <p>○安全対策及び緊急時対応の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性 ・計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備	<p>○近年の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正や、放課後児童クラブ等における重大事故を踏まえた内容を教授すること。</p>

項目名	6 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<p>○放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。</p> <p>○放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。</p> <p>○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放課後児童クラブ運営指針第3章、第4章5及び第7章3の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。</p> <p>また、講義に際して、「1-②」、「3-⑧」及び「6-⑯」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<p>○放課後児童支援員の仕事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援の内容と放課後児童支援員の役割 ・育成支援を支える職務の内容 <p>○放課後児童支援員に求められる資質及び技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容 ・放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性 <p>○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築 ・事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成 <p>○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任 ・職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等</p>
備考	

項目名	6 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑩ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
時間数	1.5時間(90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。 ○要望及び苦情への対応のあり方について理解している。 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第2項及び第4項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針第4章、第7章の1及び2の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑩」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理 <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開 ○利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 ○運営内容の自己評価、第三者評価と公表 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性 ・事業運営の自己評価、第三者評価と公表の必要性 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護、性暴力防止等) <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者
備	